

ガス需給契約重要事項説明書

お客さまがびわ湖ブルーエナジー㈱（以下「当社」といいます。）に需給の申込みをしていただくにあたり、お客さまに理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「需給契約」といいます。）の詳細は、基本約款、個別約款その他個別の契約条件（以下、約款等といいます。）に定めており、この説明書はその抜粋になります。また、約款等は、当社の窓口のほか、当社ホームページなどでも確認いただけます。

1. 需給の申し込み及び需給契約の成立

- 当社による需給契約を希望される方は、あらかじめ約款等を承諾のうえ、当社にガス使用の申込みをしていただきます。
- 申込みは、当社および当社の指定店に直接お申込みいただくほか、電話、インターネット等によりお申込みいただけます。
- 需給契約は、お客さまからの申込みを受け、当社が承諾したときに成立します。

2. 使用開始予定日

使用開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。なお、使用開始予定日は、決定次第、お知らせいたします。

＜他社からの需給契約の切替えの場合＞

申込受付日の翌日から起算して5営業日※以降に到来する最初の定期検針日の翌日

＜引越し（転入）の場合＞

申込受付日の翌日から起算して5営業日※以降の日といたします

※年末年始を除きます。

3. お客さまからの申し出による需給契約の変更及び解除

- 契約の変更及び引越し（転出）等に伴う解除については、当社までご連絡ください。
- 付帯サービス付き需給契約から付帯サービスが付帯しない別の需給契約に変更する場合、料金適用開始日が属する月から2年内の月に上記の契約変更の申込みがあった場合は、精算手数料3,520円（税込）を申し受けます。
- 付帯サービス付き需給契約を解約の場合、料金適用開始日が属する月から2年内の月に契約が解約となる場合は、精算手数料3,520円（税込）を申し受けます。但し、転宅や閉栓の場合を除きます。
- 他のガス小売事業者への切り替えに伴う解除については、当社へ連絡いただく必要はありません。切替え先のガス小売事業者へ申込みください。ただし、付帯サービス付き契約の場合には、当社による付帯サービス商品の回収等のため、当社までご連絡ください。
- クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合などで、お客さまが無契約状態となつたときはガスの供給が停止いたしますので、契約の締結を希望されるガス小売事業者へお申込みいただく、又は一般ガス導管事業者による最終保証供給をお申込みいただく必要があります。

4. 当社からの契約の変更及び解除

- 当社は、約款等を変更することができます。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の約款等によるものとします。その場合には、あらかじめ当社の窓口のほか、当社ホームページ等において掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。
- お客さまの責めとなる理由によりガスの供給を停止された場合で、当社の指定した期日までにその理由となつた事實を解消しないときには、需給契約を解除することができます。

●ガス警報器、および住宅用消火器の更新に応じていただけないとき、もしくは有効期限をむかえるガス警報器および住宅用消火器が、有効期限到来後4か月を経過してもお客さまの立会いのもと有効期限内のものに交換できない場合は、需給契約を解約するもしくは適用する契約種別の見直しを行うことがあります。

●付帯サービス付き契約の場合、料金適用開始日が属する月から2年内の月に約款等の定めに従い当社から契約を解約する場合は、精算手数料3,520円（税込）を申し受けます。

5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- 一般ガス導管事業者が託送供給約款に基づき検針及び使用量の算定を行います。その結果を当社が受け取り、当社の約款等の定めに基づきガス料金を算定いたします。
- 料金算定期間は、次の期間をいいます。

①検針日の翌日から次の検針日までの期間（②及び③の場合を除きます）

②新たにガスの使用を開始した場合又はガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間

③ガスの供給を停止した日にガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

●ガス料金は、基本料金、付帯サービス料金（付帯サービス付き契約の場合）、及び単位料金に使用量を乗じて得た従量料金の合計といたします。割引制度の適用がある場合は、約款等に従い割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0m³の場合は、割引の適用は行いません。また、割引上限額は月額4,400円（税込）といたします。なお、付帯サービス料金は基本約款に基づく日割計算の対象外とします。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金}^{※1} + \text{付帯サービス料金}^{※2} + \text{従量料金} \times \text{ガスご使用量} - \text{割引額}^{※4}$$

※1 ご契約いただく料金メニューによって決まります。

※2 ご契約いただく付帯サービス料金メニューによって決まります。

※3 原料価格の変動に応じて、この金額を毎月調整します。

※4 割引制度の適用がある場合、割引額を差し引きます。

●上記の料金は早取料金（すべて税込）です。支払義務発生日（払込みによりお支払いいただく場合は納入通知書の発行日、口座振替またはクレジットカードによりお支払いいただく場合は当社が指定する金融機関又はクレジットカード会社へお客さまの請求情報を通知した日）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅取料金（3%割増）となります。

●実際に適用する単位料金は、基準単位料金に平均原料価格の変動に応じて毎月決定されます。

●ガス料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日ではない日までとします。）までにお支払いいただきます。なお、この期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合は、ガスの供給を停止させていただくことがあります。

●お客さまの使用量などは、大津市企業局発行の検針票「水道・ガス等ご使用量のお知らせ」又は大津市企業局ホームページにて確認することができます。

6. 料金プラン・割引制度の適用条件について

- 需給契約をお申し込みされる場合には、お申し込みに際し、その契約の適用条件及び割引制度の適用条件の対象となる機器の所有状況およびDaigasグループ会社のサービスの利用状況等を確認させていただきます（その場合、お客さまの個人情報を利用いたします。）。また、今後当社が必要とす

る場合は実際のそれらの所有状況および利用状況等の確認にご協力いただくことについて承諾していただきます。

●対象機器の撤去や大阪ガス株式会社とのサービス契約の解約等でご契約中の料金プラン又は割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただきます。

●料金プラン又は割引制度の適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、個別約款の規定に基づき、適用を終了するとともに、差額を精算させていただきます。

7. ガス料金のお支払い方法

●ガス料金は、大津市企業局が発行する納入通知書による払込み、大津市企業局の指定する金融機関での口座振替又はクレジットカード払い（当社の指定する代理納入者によるもの）のいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

8. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

●当社は、原則として次に規定する熱量、圧力、ガスグループ及び燃焼性に類別されるガスを供給いたします。

●供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は45メガジュールですので、消費機器は13Aとされている消費機器が適合いたします。

熱量		ガス栓の出口における圧力		ガスグループ
標準：45MJ	最低：44MJ	最高：2.5Pa	最低：1.0Pa	13A
ウォッペ指数		燃焼速度		
最小：52.7	最大：57.8	最小：35	最大：47	

9. ガス工事

●ガス工事が必要な場合は、一般ガス導管事業者が定める規程に基づき、一般ガス導管事業者に申込みをしていただきます。

●内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。

●ガスマーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。

●供給管は一般ガス導管事業者が所有し、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの都合で供給管の位置変更を行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。

●本支管及び整圧器（お客さまのために設置される整圧器は除きます）は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管

事業者の規程に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。

●その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者の規程に従うものといたします。

10. お客さまの責任及び協力のお願い

●ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ①必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- ②ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
- ③需給契約が解約された後も、ガスマーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④お客さまがガス漏れを感じたときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただくこと。
(大津市企業局 保安センター 077-523-1231 ※ガス漏れ専用電話)
- ⑤内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
- ⑥ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

11. 個人情報の取扱いについて

●契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取り扱うとともに、手続きに必要な範囲で、当社と、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者（当社グループ会社を含みます）との間で共同利用いたします。

12. その他

●災害の発生等によりガスの供給を制限又は中止する場合があります。これら、当社の責めによらずにガスの供給を制限又は中止する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。

●従前のガス小売事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益になる事項が発生する可能性があります。

ガス小売事業者

（名称・小売事業者登録番号）びわ湖ブルーエナジー株式会社・G0180

（住所）大津市浜大津四丁目1番1号

（連絡先）電話番号 077-528-2603 ※当社はお客様センターの業務を大津市企業局に委託しています。

（受付時間）大津市企業局お客様センター：平日 8時40分から18時30分まで

土、日、祝日 8時40分から17時25分まで

※年始1月1日から1月3日までは除きます。